

## 議員提出第8号議案

### 島根県中小企業・小規模企業振興条例

#### 1 提案理由

中小企業・小規模企業は、少子高齢化と人口の減少、長引く景気の低迷に加え、経済社会生活圏の広域化、経済活動の国際化等の急速な進行により、その経営環境は厳しさを増している。

このような中で、地域社会全体としても、中小企業・小規模企業が地域社会の発展のために不可欠な存在であることを深く認識し、支援する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) この条例は、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって、本県経済の発展及び雇用の場の創出を図り、県民生活の向上に寄与することを目的とすること。

(2) 次のとおり定義規定を設けること。

ア 中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいうこと。

イ 小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいうこと。

ウ 中小企業・小規模企業とは、アに規定する中小企業者及びイに規定する小規模企業者をいうこと。

エ 中小企業・小規模企業支援団体とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業の支援を行う団体で県内に事務所を有するもの及び公益財団

法人しまね産業振興財団をいうこと。

オ 金融機関等とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいうこと。

カ 教育機関とは、学校教育法第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいうこと。

キ 大学等とは、学校教育法第1条に規定する学校のうち大学及び高等専門学校並びに研究機関をいうこと。

ク 大企業とは、中小企業・小規模企業以外の会社をいうこと。

(3) 中小企業・小規模企業の振興のため、県、中小企業者、小規模企業者、市町村、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等、教育機関、大学等、大企業及び県民が共有する基本理念を定めること。

(4) 県は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有すること。

(5) 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。

(6) 中小企業者は、基本理念に基づき、経済的社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

(7) 小規模企業者は、基本理念に基づき、その事業の持続的発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるものとする。

(8) 中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

(9) 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の実態を把握し、経営の安定及び向上に

対して積極的に支援するよう努めるものとする。

- (10) 中小企業・小規模企業支援団体は、(9)の取組を支援する人材の育成に努めるものとする。
- (11) 金融機関等は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に協力するよう努めるものとする。
- (12) 教育機関は、基本理念に基づき、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。
- (13) 大学等は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業と連携した研究開発の推進及びその成果の社会への還元並びに人材の育成を通じて、中小企業・小規模企業の振興に配慮するよう努めるものとする。
- (14) 大企業は、基本理念に基づき、地域の活性化に資するよう努めるものとする。
- (15) 県民は、中小企業・小規模企業が供給する商品等に対する理解及び需要の増進を図るなど、国、県及び市町村が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- (16) 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるための基本方針について定めること。
- (17) 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する計画を策定し、公表するものとする。
- (18) 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定に当たっては、中小企業・小規模企業を取り巻く経済的社会的環境について調査を行い、中小企業・小規模企業、市町村及び中小企業・小規模企業支援団体その他知事が必要と認める者の意見を十分に聴くものとする。
- (19) 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状

況を、中小企業・小規模企業、市町村及び中小企業・小規模企業支援団体その他知事が必要と認める者からの意見を聴いた上で検証し、より効果的な施策の策定及び実施に努めるものとする。

- (20) 県は、(18)及び(19)の意見を聴くに当たり、島根県中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。
- (21) 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業者に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。
- (22) 県は、中小企業・小規模企業支援団体が実施する小規模企業者の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。
- (23) 県は、小規模企業者等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (24) 県は、特に厳しい経営環境にある中山間地域及び離島地域においては、地域に密着した支援体制を構築するものとする。
- (25) 県は、中山間地域及び離島地域における中小企業・小規模企業が実施する地域産業振興の取組に対して必要な支援を講ずるものとする。
- (26) 県は、市町村が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策について、必要に応じ、情報の提供、助言その他の支援を講ずるものとする。
- (27) 県は、地震その他の災害の発生後においても、中小企業・小規模企業が速やかに復旧・復興を図り、事業を継続することができるよう必要な施策を講ずるものとする。
- (28) 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施す

るため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 施行期日

公布の日から施行する。